

# グリーン調達基準



第 18 版

制定日：2005年 8月 6日

改訂日：2023年 4月 17日

大電株式会社

# 目次

1. はじめに	・・・・・・・・P3
2. F A ロボット電線事業部の環境保全活動	・・・・・・・・P4
3. F A ロボット電線事業部のグリーン調達活動	・・・・・・・・P5
3-1. 目的	・・・・・・・・P5
3-2. 適用範囲	・・・・・・・・P5
3-3. 用語の定義	・・・・・・・・P5
3-4. お取引先様へのお願い	・・・・・・・・P6
1) 環境管理システム構築	・・・・・・・・P6
2) 含有化学物質に関する調査・管理	・・・・・・・・P6~P9
① 禁止物質	・・・・・・・・P7~P9
② 特定管理物質	・・・・・・・・P6
③ 管理物質	・・・・・・・・P6
3) 含有化学物質に関する報告のお願い	・・・・・・・・P9~P11
①化学物質管理 取引先調査評価表の報告	・・・・・・・・P10
②禁止物質不使用証明の報告	・・・・・・・・P10
③化学物質含有情報の報告	・・・・・・・・P10
④その他含有物質情報の調査報告	・・・・・・・・P10
⑤事前変更情報の報告	・・・・・・・・P10~P11
⑥異常発覚時の報告	・・・・・・・・P11
4. 報告先	・・・・・・・・P11~P12
5. 改訂履歴	・・・・・・・・P12~P14

## 1. はじめに

地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題が深刻化しています。このような環境問題への社会的関心の高まりと共に人類共通の重要課題として、地球規模での取り組みが行われています。

当社F Aロボット電線事業部は、「事業活動を展開する中で、よりよい地球環境保全、効果的なエネルギー使用を目指して、全員参加のもと積極的に活動し、社会に貢献する」を環境理念として、環境へ配慮した事業活動を積極的に展開しています。

特に製品開発においては、環境負荷の少ない材料を使用した製品開発に努めていますが、EUの電気電子機器に含まれる特定有害物質の含有禁止指令（RoHS 指令）をはじめとして、環境への取り組みに対する法的規制、さらには、当社のF Aロボット用ケーブルの主要なお客様等、環境負荷低減への要請が益々高まってきています。

このような市場環境を考慮し、環境負荷の少ない製品を市場へ提供するためには、環境に配慮した原材料や部品を使用することが必要不可欠であり、お取引先様のご協力なくしては実現することはできません。

つきましては、ここに当社の「グリーン調達基準」を制定し、お取引先様に対して当社がお願いする内容を明確に致しました。

地球環境保全への当社の取り組みをご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

2023年 4月

大電株式会社  
総務部  
F Aロボット電線事業部

## 2. FAロボット電線事業部の環境保全活動

当社は品質・環境方針の中で、基本理念・行動指針を定め環境保全活動を推進し、その一環としてグリーン調達に取り組んでいます。

### 基本理念

設計・開発、製造、販売等の事業活動を展開する中で、お客様満足度の向上、よりよい地球環境の保全、効果的なエネルギー使用を目指して、全員参加のもと積極的に活動し、社会に貢献する。

### 行動指針

1. 関連する法規制及びその他の要求事項を順守し、顧客要求に応える製品の提供ならびに汚染の予防及び積極的な環境保護に努める。
2. 品質・環境パフォーマンスを向上させるため、マネジメントシステムを継続的に改善する。
3. 次の事項を重点的に取り組む。
  - (1) 環境配慮を含むニーズに応える製品の改良・開発
  - (2) 環境に配慮した物品の優先的購入
  - (3) 有害及び特定化学物質の適正な使用と管理
  - (4) リデュース・リユース・リサイクルの推進
  - (5) エネルギー使用の合理化等による原単位の低減

### 3. FAロボット電線事業部のグリーン調達活動

#### 3-1 目的

当社はお取引先様と共同で環境保全を進め、資源の有効活用に取り組んでまいりたいと考えています。このグリーン調達基準は、当社FAロボット電線事業部のグリーン調達に関する基本的な考え方と禁止物質・管理物質を明示し、法令順守の徹底および環境に配慮した製品関連資材の調達を行うことを目的としています。

#### 3-2 適用範囲

この基準は、当社が調達する全ての製品関連資材に適用します。

なお、製品関連資材とは、以下に示すものの総評です。

- 1) 当社に納入される電線・ケーブル関連の製品・部品・材料
- 2) 当社に納入されるハーネス関連の製品・部品・材料
- 3) 当社が顧客へ製品を出荷する際に使用する包装・梱包材
- 4) 当社製造工程内で使用し、製品への接触懸念がある設備・治工具等（移行性管理の観点）

ただし、当社からの支給品、および貴社製品製造過程で使用するが、製品に残留しない溶剤、洗浄剤等及び法規制適用除外対象は、除きます。

#### 3-3 用語の定義

当グリーン調達基準における用語は、以下のように定義します。

用語	説明
禁止物質	物質とその用途について製品・部品・材料等に使用することを禁止とするもの。
特定管理物質	使用実態を把握し、環境、健康、安全、適正処理等に考慮すべき物質で、意図的使用を制限するものではなく、使用の有無および含有濃度についてデータを把握すべき物質。
管理物質	禁止物質・特定管理物質のリストに掲載されていない物質で、使用の有無および含有濃度についてデータを把握すべき物質。
意図的使用	品質や性能向上を目的に、製品・原材料・部品に意図して使用すること。
意図的使用禁止	意図的使用を禁止するということで、数ppmでも添加してはいけない。
不純物	天然素材中に含有され、精製過程で除去しきれない、または反応の過程で生じた技術的に除去できない物質。
閾値	製品・原材料・部品に含まれる含有量の保証値もしくは、含有濃度の最大許容値。
化学物質	天然に存在するか、または任意の製造過程において得られる元素及びその化合物。 例：酸化鉛、塩化ニッケル、ベンゼン等
混合物	二つ以上の化学物質を混合したもの。 例：樹脂ペレット、はんだ、塗料、インク、インゴット等
成形品	製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終仕様の機能を大きく決定づけているもの。 例：導体、テープ、介在、コネクタ、カバー、コンタクト等
包装・梱包材	当社が顧客へ製品を出荷する際に包装・梱包材として使用するもの。
JAMP (ア-ティクルマセ' メト推進協議会)	サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の円滑な開示・伝達のための仕組み作りを推進する非営利団体で、2006年9月に発足しました。 ・JAMPホ-ム' -' URL : <a href="http://www.jamp-info.com/">http://www.jamp-info.com/</a>
chemSHERPA-AI	成形品に含有する化学物質情報を開示・伝達するための情報伝達シート。
chemSHERPA-CI	化学物質/混合物に含有する化学物質情報を開示・伝達するための情報伝達シート。
SDS (旧 MSDS)	SDSは、安全データシートの英語略称。化成品や原材料等特定形状を有しない化学物質またはその混合物で、危険有害性、適用法規、取り扱い上の注意などの情報を供給元が提供するための文書。
IEC62474	IEC(国際電気標準会議)が定めた含有化学物質の開示手順の国際規格。2012年3月に発効された。報告対象物質は、JIG(ジョイント・インダストリー・ガイドライン)を引継ぎ、IECデータベース62474で管理・公開されている。 ・IEC62474 URL : <a href="http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf/MainFrameset">http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf/MainFrameset</a>

### 3-4 お取引先様へのお願い

グリーン調達を取り組む中で、お取引先様が環境保全活動に積極的に取り組まれていること、及び購入する製品・部品・材料そのものの環境負荷が小さいことが重要です。

つきましては、グリーン調達のお取引先様として次の取り組み実施をお願いします。

#### 1) 環境管理システム構築

国際標準の ISO14001 の認証取得、または環境省のエコアクション 21、エコステージ協会のエコステージ、京都のアジェンダ 21 フォーラムの KES 等に準じたお取引先様独自の環境管理システムの構築をお願いします。

#### 2) 含有化学物質に関する調査・管理

当社が定めた以下の含有化学物質について調査・管理をお願いします。

##### ① 禁止物質

当社 F A ロボット電線事業部に納入する部品、材料、および製品に対して、意図的使用がなく、且つ不純物としての含有濃度が表に示す閾値未満の保証を規定するものです。

< 汚染（移行/混入）の可能性に関する注意点 >

##### ■ 対象禁止物質「No.29 フタル酸エステル(4 種)」

フタル酸エステル類には、含有する成形品から他の成形品に移動する「移行性」があることが知られており、EU RoHS 指令のもとで従来から規制されてきた 6 物質に対して広く認識されている誤使用・混入汚染に加えて、移行汚染等の意図しない含有への対応が必要となりますので、管理の徹底をお願いします。

(例)：併行生産による混入、生産設備・治工具からの移行、包装・梱包材からの移行など

< EU RoHS 指令 適用除外に関する注意点 >

##### ■ 対象禁止物質「No.3 鉛及びその化合物」

EU RoHS 指令(2011/65/EU)における適用除外(6(a):鉛快削鋼、6(b):アルミニウム合金中の鉛、6(c):銅合金中の鉛)の適用除外用途が細分化されました。新たな適用除外期限は、「6(b)：2021 年 5 月 18 日」、「6(a),6(c)：2021 年 7 月 21 日」に設定されておりましたが、2023 年 4 月現在において、EU で審議が継続されています。

これらの項目について、適用除外期限の新たな設定、または適用除外範囲の限定が行われる可能性がありますので、対象のお取引先様におかれましては、今後の動向へのご注視と代替材料のご検討をお願いします。

##### ② 特定管理物質

特定管理物質は、IEC62474 データベースの対象物質、顧客要請等により、特に含有情報の明確な把握が必要とされる物質として規定するものです。

※特定管理物質につきましては、別紙<様式 3>の項 2、項 3 にて確認をお願いします。

##### ③ 管理物質

管理物質は、「chemSHERPA 管理対象物質リスト ver.(最新版)」の対象物質から、項①の禁止物質、項②の特定管理物質を除いた物質とします。

※chemSHERPA 管理対象物質リスト

【URL】<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/>

## 禁止物質一覧

No.	物質群名	規制内容	主な参照法令
1	カドミウム及びその化合物	意図的使用禁止かつ 100ppm 未満	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 (AnnexXVII) 資源有効利用促進法
2	六価クロム及びその化合物	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 (AnnexXVII) 資源有効利用促進法
3	鉛及びその化合物	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満 ※熱硬化性/熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコネクタは 300ppm 未満	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 (AnnexXVII) 資源有効利用促進法
4	水銀及びその化合物	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 (AnnexXVII) 資源有効利用促進法
5	三置換有機スズ化合物 ・トリブチルスズ類 (TBT 類) ・トリフェニルスズ類 (TPT 類) ・ビス (トリブチルスズ) = オキシド (TBTO) 等	意図的使用禁止またはスズ元素としての材料中の 1000ppm 未満	化審法 (第 1 種特定) EU REACH 規則 (AnnexXVII)
6	特定臭素系難燃剤 ・ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類) ・ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類) ※decaBDE を含む	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満 ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類) について 意図的使用禁止かつ 500ppm 未満	化審法 (第 1 種特定) EU RoHS 指令 EU POPs 規則 (Annex I) 米国有害物質規制法 (TSCA) EU REACH 規則 (AnnexXVII)
7	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類) および特定代替品	意図的使用禁止かつ 50ppm 未満	化審法 (第 1 種特定) EU REACH 規則 (AnnexXVII) EU POPs 規則 (Annex I)
8	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が 1 以上)	意図的使用禁止	化審法 (第 1 種特定)、POPs 条約 EU POPs 規則 (Annex I)
9	短鎖型塩化パラフィン (SCCP,C10-13)	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満 ※中鎖型塩化パラフィン (MCCP,C14-17) の不純物として含有する場合も含む	化審法 (第 1 種特定)、POPs 条約 EU POPs 規則 (Annex I)
10	アスベスト類	意図的使用禁止 なお、併行生産や製造設備からの意図しない混入/付着も含めて、当該物質の含有を禁止する	EU REACH 規則 (AnnexXVII)
11	一部のアゾ染料・顔料	下記規制対象は、意図的使用禁止かつ特定アミンとして 30ppm 未満 ・人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性がある織物、革製品	EU REACH 規則 (AnnexXVII)
12	オゾン層破壊物質 (ODS) ※モントリオール議定書 附属書 A,B,C,E の対象物質	意図的使用禁止かつ ODS による洗浄加工・発泡加工等の処理禁止	オゾン層保護法 モントリオール議定書 アメリカ合衆国 大気浄化法
13	放射性物質	意図的使用禁止	原子炉等規制法
14	ホルムアルデヒド	①パーティクルボード、MDF (中密度繊維板) 等を用いた木工製品および部品は、下記の閾値を満たすこと ・意図的使用禁止 ・気中濃度 0.1ppm 未満 (ドイツ 化学品禁止規則) ・気中濃度 0.15mg/m <sup>3</sup> 未満 (ホルムアルデヒド規制) ②繊維中のホルムアルデヒドは、意図的使用禁止かつ 75ppm 未満のこと	ドイツ 化学品禁止規則 デンマーク ホルムアルデヒド規制 オーストリア ホルムアルデヒド 規制

15	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	意図的使用禁止かつ 50ppm 未満	EU REACH 規則 (AnnexXVII)
16	パーフルオロオクタンスルホン酸 およびその塩 (PFOS)	・織物(布地、テキスタイル)またはその他の コートされた材料は、意図的使用または コートされた材料中の 1 $\mu\text{g}/\text{m}^2$ 未満 ・上記以外は、意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満(PFOS の合計として)	化審法 (第 1 種特定) EU POPs 規則 (Annex I) POPs 条約
17	酸化ベリリウム (ベリリア)	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	EU・WEEE 指令 (2002/96/EC) EU・EU 指令 (1999/45/EC)
18	ジメチルフマレート : DMF	意図的使用禁止 かつ材料に 0.1ppm 未満	EU REACH 規則 (AnnexXVII)
19	ハイドロフルオロカーボン (HFC) パーフルオロカーボン (PFC) 六フッ化硫黄 (SF6)	意図的使用禁止	EUEU 規則 842/2006 デンマーク・指令 No.552 スイス・化学品リスク軽減政令 カナダ・環境保護法 1999 EU F ガス規制
20	特定ベンゾトリアゾール 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	化審法 (第 1 種特定)
21	ジブチルスズ (DBT) 化合物	均質材料中のスズ質量に対する含有率が 1000ppm 未満	EU REACH 規則 (AnnexXVII)
22	ジオクチルスズ (DOT) 化合物	下記規制対象は均質材料中のスズ質量に 対する含有率が 1000ppm 未満 ・皮膚に触れる繊維、壁、フロアカバー、 2 成分室温硬化 (E-ポッド) キット	EU REACH 規則 (AnnexXVII)
23	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	意図的使用禁止かつ 100ppm 未満	化審法 (第 1 種特定) EU POPs 規則 (Annex I) POPs 条約
24	塩化リン酸エステル系難燃剤 (3 種) ・リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP) ・リン酸トリス(2-メチル-2-クロロエチル) (TCPP) ・リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	米国国内法 (自治体法を含む)
25	多環芳香族炭化水素 (PAHs)	直接かつ長期間または反復して皮膚または 口腔接触するゴムまたはプラスチック部分 は、1ppm 未満	EU REACH 規則 (AnnexXVII)
26	赤リン	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	環境関連の法規制等によるものではなく、 製品安全に関わる事故の未然予防を目的と した自主基準です。
27	ヘキサクロロベンゼン (HCB)	意図的使用禁止	化審法 (第 1 種特定)
28	フタル酸エステル (4 種) ・フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP) ・フタル酸ブチルベンジル (BBP) ・フタル酸ジ-n-ブチル (DBP) ・フタル酸ジイソブチル (DIBP)	意図的使用禁止かつ 1 種の濃度で 1000ppm 未満	EU RoHS 指令
		意図的使用禁止かつ 4 種の合計濃度 で 1000ppm 未満	EU REACH 規則 (AnnexXVII)
29	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)、 その塩および PFOA 関連物質	意図的使用禁止かつ ・PFOA (塩を含む) の場合 25ppb (0.025ppm) 未満であること ・一つまたは複数の PFOA 関連物質の組 み合わせの場合、濃度合計が 1000ppb (1ppm) 未満であること	EU REACH 規則 (AnnexXVII)
30	炭素数 9 から 14 のペルフルオロ カルボン酸 (C9-C14 PFCA) と その塩および C9-C14 PFCA 関 連物質	・C9-C14 PFCA (塩を含む) の場合、 25ppb (0.025ppm) 未満であること ・一つまたは複数の C9-C14 PFCA 関 連物質の組み合わせの場合、濃度合計が 260ppb 未満であること	EU REACH 規則 (AnnexXVII)



31	リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP3:1)	意図的使用禁止	米国有害物質規制法(TSCA)
32	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩およびPFHxS関連物質	意図的使用禁止かつ ・PFHxS(塩を含む)の場合、25ppb(0.025ppm)未満であること ・1つまたは複数のPFHxS関連物質の組み合わせの場合、濃度合計が1000ppb(1ppm)未満であること	EU POPs 規則
33	デクロランプラスト <sup>TM</sup> (1,6,7,8,9,14,15,16,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16.9.02.13.05.10]オクタデカ-7,15-ジエン)	意図的使用禁止	EU POPs 規則
34	UV-328(2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール)	意図的使用禁止	EU POPs 規則

以下のNo.1～3については、当社が顧客へ製品を出荷する際に包装・梱包材として使用するものが対象となります。

対象のお取引先様については、環境調査時に依頼を行います。

調査様式：「包装・梱包材不使用証明書<様式2-3>」

No.	物質群名	規制内容	主な参照法令
1	カドミウム、鉛、水銀、六価クロム	カドミウム：意図的使用禁止かつ100ppm未満 その他：意図的使用禁止かつ1000ppm未満 カドミウム、鉛、六価クロム、水銀の合計含有濃度が100ppm未満であること	EU RoHS 指令 EU・包装および包装廃棄物に関する指令(94/62/EC) アメリカ合衆国・ニューヨーク州など16州包装材重金属規制
2	特定臭素系難燃剤 ・ポリ臭化ビフェニル類(PBB類) ・ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類) ※decaBDEを含む	意図的使用禁止かつ1000ppm未満 ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)について意図的使用禁止かつ500ppm未満	化審法(第1種特定) EU RoHS 指令 EU POPs 規則(Annex I) 米国有害物質規制法(TSCA) EU REACH 規則(AnnexXVII)
3	フタル酸エステル(4種) ・フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP) ・フタル酸ブチルベンジル(BBP) ・フタル酸ジ-n-ブチル(DBP) ・フタル酸ジイソブチル(DIBP)	意図的使用禁止かつ1種の濃度で1000ppm未満 意図的使用禁止かつ4種の合計濃度で1000ppm未満	EU RoHS 指令 EU REACH 規則(AnnexXVII)
4	ハロゲンを含むポリマー及びハロゲン化合物を添加したポリマー	意図的使用禁止	ドイツブルーエンジェル、日本エコマーク基準

### 3) 含有化学物質に関する報告のお願い

環境関連法令遵守のためには、確実な含有化学物質の把握が必要です。

お取引先様におかれましては、含有化学物質に関する情報について、各種フォーマットを基にした提出をお願いします。

なお、ご提出頂きました回答資料の内容によっては、対象製品の代替化を検討する場合がございますので、ご留意ください。

#### ① 化学物質管理 取引先調査評価表

お取引先様の環境保全への活動状況について「化学物質管理 取引先調査評価表」<様式1>にて報告をお願いします。

## ②禁止物質不使用証明

禁止物質について、意図的に使用していないこと、且つ閾値未満であることを「不使用証明書」<様式2-1>、「RoHS 不使用証明書」<様式2-2>、「包装・梱包材不使用証明書」<様式2-3>にて保証・提出をお願いします。

## ③化学物質含有情報

含有物質報告につきましては、下記の【表1】に基づき提出をお願いします。

なお、製品含有化学物質を管理するフォーマットについて、当社は、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が公表しているフォーマット（chemSHERPA-AI/chemSHERPA-CI）を採用しております。

chemSHERPA は、製品の生産及び使用に必要な製品含有化学物質情報をサプライチェーン全体で共通化し、確実かつ効率的な情報伝達の推進を目的としています。

お取引先様におかれましては、chemSHERPA 活用に対する重要性をご理解頂き、ご協力をお願いします。

## ④その他含有物質情報の調査

グリーン調達基準で定めた含有化学物質以外の物質に関する調査をお願いした場合は、依頼内容に基づき、報告をお願いします。

## ⑤事前変更情報の報告

仕様、製造条件、使用部品・材料等の変更を行う場合は、「事前協議書」<様式4>の提出をお願いします。その際は含有化学物質の含有調査を必ず実施し、下記の【表1】の内容に基づき必要書類の提出をお願いします。

【表1】

提出書類(フォーマット)		提出要否				提出時期※2	備考
様式 No.	様式名	化学物質 混合物	成形品	梱包材・ 包装材	治工具等 設備		
様式 1	化学物質管理 取引先調査評価表	△	△	△	—	新規取引時,貴社4M変更時 貴社化学物質管理システム変更時	
様式 2-1	不使用証明書	○	○	△	—	新規取引時,貴社4M変更時 法規制改訂時 フォーマット改訂時	
様式 2-2	RoHS 不使用証明書	△	△	△	○		
様式 2-3	包装・梱包材不使用証明書	—	—	○	—		
	chemSHERPA-AI	—	○	—	—		※1 参照
	chemSHERPA-CI	○	—	—	—		※1 参照
	SDS (旧 MSDS)	○	△	—	—	新規取引時,貴社4M変更時 法規制改訂時	
	高精度分析データ (ICP データ等)	○	△	—	—	新規取引時,貴社4M変更時	※3 参照
様式 4	事前協議書	○	○	○	—	貴社4M変更時	
様式 5	SVHC 含有調査報告書	△	△	—	—	新規取引時,貴社4M 変更時 法規制改訂時	

○：提出は原則必須、△：当社要求に応じて提出頂くもの、—：提出不要

※1 chemSHERPA-AI/chemSHERPA-CI フォーマットでの提出が不可能な場合に限り、当社の特定管理物質について、意図的含有の有無、最大含有濃度を明記した書式である「特定の化学物質含有情報シート」<様式3>の提出をお願いします。

(注) 含有濃度計算の考え方

含有濃度は「部位」ごとに算出します。部位とは、それ以上分割して考えることができない均質材料をいいます。例えば、塗装膜、めっき、印刷インク等は部位となります。濃度計算の分母は「部位の質量」とします。濃度計算の分子は「部位に含まれる規制対象物質の質量」とします。  
但し、金属化合物の場合は、金属成分のみの重量に換算して算出してください。(例：塩化カドミウム  $\text{CdCl}_2$  を1グラム含んでいる場合は、分子量 183.3 のカドミウム中の原子量 112.4 のカドミウム成分 61.3%ですから、カドミウムとして0.613グラム含有しているとして算出できます。)

※2【表1】の提出時期以外でも、法規制変更等による様式改訂や、当社顧客からの要求など必要に応じて、提出をお願いする場合があります。

※3 分析必須物質として、カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、PBB、PBDE、DEHP、BBP、DBP、DIBPは必ず分析値の報告をお願いします。(分析は、【表2】を参考にお願いします)  
・その他の物質：理論値、推定値でも構いません。

【表2】

物質名	簡易分析法	高精度分析法
カドミウム (Cd)	蛍光X線分析法	ICP-AES (OES) ICP-MS AAS
鉛 (Pb)		
水銀 (Hg)		
六価クロム ( $\text{Cr}^{6+}$ )	蛍光X線分析法	吸光光度法
ポリ臭化ビフェニル類 (PBBs)	蛍光X線分析法	GC-MS
ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDEs)	FTIR	
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP)	FTIR	
フタル酸ブチルベンジル (BBP)		
フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)		
フタル酸ジイソブチル (DIBP)		

※分析法

- ・ICP：誘導（結合）プラズマ
- ・ICP-AES (OES)：ICP発光分光分析法
- ・ICP-MS：ICP質量分析法
- ・AAS：原子吸光分析法
- ・FTIR：フーリエ変換赤外分光光度法
- ・GC-MS：ガスクロマトグラフ質量分析法

◎異常発覚時の報告

納入品に異常(禁止物質含有や製造工程において禁止物質の使用)が確認された場合は、72時間以内に第一報のご連絡をお願いします。

また、化学物質の管理状況や結果、原因、対策及び波及等は当社の要請に基づき報告をお願いします。

## 4. 報告先

大電株式会社

〒830-8511 福岡県久留米市南二丁目 15 番 1 号

### ■含有情報等の報告（項①～④）

F A ロボット電線事業部 管理部 品質管理課

【TEL：0942-51-2140 FAX：0942-51-2139】

### ■事前変更情報の報告（項⑤）

F A ロボット電線事業部 技術部 技術課

【TEL：0942-51-2122 FAX：0942-51-2220】

### ■当社購買窓口（一般事項問い合わせ先）

F A ロボット電線事業部 管理部 業務課

【TEL：0942-51-2120 FAX：0942-51-2220】

又は、総務部 購買課

【TEL：0942-51-2115 FAX：0942-51-2215】

## 5. 改訂履歴

制定・改訂日	版	主な制改訂理由
2005年8月5日	1版	含有化学物質規制への対応のため制定した。
2006年7月7日	2版	(1) J I G が発行され、それに基づき、JGPSSI より「製品含有化学物質管理ガイドライン」が新たに発行されたため、このガイドラインに基づき改訂を実施した。 (2) 禁止物質にお客さま要求の4物質を追加した。 (3) 名称を「グリーン調達ガイドライン」から「グリーン調達基準」に変更した。 (4) 「不使用保証書」の名称を「不使用証明書」に変更し、内容も変更した。 (5) 協力合意書の締結を止め、新たに様式1「環境保全活動に関する取組調査票」と様式3「特定の化学物質含有情報シート」、様式4「事前協議書」を追加した。
2006年9月26日	3版	(1) 3.2 適用範囲に R o H S 指令適用除外対象は除くことを追記した。
2007年2月10日	4版	(1) 3.3 用語の定義で、4) 意図的使用禁止の意味を追記した。(意図的使用禁止とは、使用を禁止するということでも ppm でも添加してはいけないという意味を追記) (2) 3.4 の 2) に異常が確認された場合、速やかに報告を追記した。 (3) 3.4 の 3) の ① 禁止物質リストで、禁止物質に適用される国内及び海外における代表的な法律を記載した。 (4) 3.4 の 3) の ① 禁止物質リストに JGPSSI 物質群分類 No 及び参照法令を追記した。 (5) 3.4 の 3) の ② 管理物質リストに JGPSSI 物質群分類 No を追記した。 (6) 一部のアゾ染料・顔料についてその対象となる特定アミンを追記した。 (7) 様式 3 を改訂した。 (8) 3.4 の 4) の ③ 化学物質含有情報の報告で、取引先独自の様式は当社要求項目(必要情報)を満足している場合に限り認める旨を追記した。 (9) 3.4 の 4) の ③ 化学物質含有情報の報告で、含有濃度計算の考え方を追記した。 (10) 別紙として「RoHS 指令適用除外項目一覧表」を追加した。 (11) 別紙として「使用部位の例」を追加した。
2007年4月17日	5版	(1) 組織名称変更「購買グループ」⇒「購買課」。
2007年8月27日	6版	(1) 産業機器部上峰移設に伴い、産業機器関連内容を削除した。
2008年7月15日	7版	(1) 組織名称変更「久留米事業所」⇒「FA ロボット電線事業部」。 (2) 3.4 の 2) の含有化学物質の報告および 4) の ③ 化学物質含有情報の報告で、含有量測定データに加え、成分表(又は MSDS) の報告を追記した。 (3) 3.4 の 3) の ① 禁止物質リストに化管法を追記した。 (4) 3.4 の 3) の ① 禁止物質リストの塩化パラフィン(中鎖型、長鎖型)及び温室効果ガス(SF6)を管理物質に変更した。 (5) 3.4 の 3) の ② 管理物質リストに 14 種の化学物質を追記した。 (6) 3.4 の 4) の ③ 化学物質含有情報の 2 回目以後の報告は、毎年度年初(1月)に I C P - A E S 等の測定データおよび成分表(MSDS)を提出に改定した。 (7) 3.4 の 4) の ④ その他含有物質情報の調査をお願いした場合は、依頼内容に基づく報告を追記した。 (8) 3.4 の 4) の ⑥ 報告先に F A ロボット電線事業部の技術課を追記した。
2008年7月31日	8版	(1) 管理物質リストに「臭素及びその化合物」を追加した。 (2) 物質名称および閾値を顧客要求に合わせた。

2009年10月6日	9版	<p>(1)3.4の3)の①a)日本における法律から「京都議定書」、「日本エコマーク」を削除した。</p> <p>(2)3.4の3)の①b)海外における法律から「デンマークFガス規制」、「スイスFガス規制」を削除し、「EU指令(76/769/EEC)及びその改訂版」、「EU電池指令(2006/66/EC)」を追加した。</p> <p>(3)3.4の3)の①禁止物質リストに「包装材料に含まれるカドミウム、鉛水銀、六価クロムおよび「フタル酸エステル」を追加した。</p> <p>(4)3.4の3)の②管理物質の「アクリル及びその化合物」を禁止物質に変更した。</p> <p>(5)3.4の3)の②管理物質リストに6種類の化学物質を追記した。</p>
2011年7月1日	10版	<p>(1)「管理物質」→「特定管理物質」、禁止・特定管理物質以外のJAMPフォーマットでの情報提供物質を「管理物質」とした。</p> <p>(2)「物質及びその化合物」のうち、「塩化コバルト」を管理物質から禁止物質に変更した。</p> <p>(3)禁止物質に「ジブチルジチオホスファイト(DBT)化合物」、「ドット」化合物を追加した。</p> <p>(4)管理物質は、管理物質は、JAMPが規定する「JAMP管理対象物質 Ver.(最新版)」の対象物質から①項の禁止物質及び②の特定管理物質を除いた物質とした。</p> <p>(5)化学物質の含有情報の報告フォーマットを「AIS-MSDSPlusのフォーマット」とし、対応できない場合に限り「JIG発行のJGPPSI(最新版)または「禁止・特定管理物質情報提供シート」でもよいとした。</p> <p>(6)特定管理物質に「フタル酸ジエチル(DIHP)」、「フタル酸ヘキサメチル(DHNP)」、「約酸・特定約酸ナトリウム」[「4-ヒドロキシベンゾイル」]-2,5-ジメチル-1-イソプロピルフェニル]を追加した。また、「アクリル及びその化合物(酸化アクリルを除く)」を禁止物質から変更した。</p> <p>(7)禁止物質の「フタル酸エステル」の閾値に判定値を追加した。</p>
2014年7月1日	11版	<p>(1)JGPPSIの発展的解消と国内VT62474への移行に伴い、報告すべき物質および例示物質リストの参照先と、JAMPフォーマットにて提供出来ない場合の情報伝達フォーマットを変更した。</p> <p>(2)禁止物質「ビス(トリブチル)チオエーテル(TBTO)」、「トリブチル」類(TBT類)、「トリフェニル」類(TPT類)を含む三置換有機硫黄化合物、「ホリ塩化ビフェニル類(PCB類)」の閾値に判定値を追加した。</p> <p>(3)禁止物質「ジブチルジチオホスファイト(DBT)化合物」の適用除外を削除した。</p> <p>(4)禁止物質に「ヘキサクロロシクロヘキサン(HBCDD)およびすべての主要な異性体」、「ジシロキシ(2-クロロフェニル)(TCEP)」、「ジシロキシ(2-メチル-2-クロロフェニル)(TCPP)」、「ジシロキシ(1,3-ジメチル-2-クロロフェニル)(TDCPP)」を追加した。</p> <p>(5)特定管理物質に「ビス(2-メチルプロピル)エーテル,N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)」、「エチルグリコール」類(EDGME)、「ジシロキシ」類、多環芳香族炭化水素(PAH)」を追加した。</p> <p>(6)業務実態に合わせ、含有化学物質に関する報告先を変更した。</p>
2016年6月1日	12版	<p>(1)FAロケット電線事業部の環境保全活動の「行動指針」を改定した。</p> <p>(2)禁止物質に「六フッ化硫黄(SF6)、多環芳香族炭化水素(PAHs)、N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび2,4,4-トリメチルペンタンの反応生成物(BNST)」を追加した。</p> <p>(3)禁止物質のポリ塩化ナフタレン(塩素数3以上)にポリ塩化ナフタレン(塩素数1,2)を加え、ポリ塩化ナフタレン(塩素数1以上)に変更。</p> <p>(4)EU RoHS指令追加4物質の予告記載。</p> <p>(5)各種様式の改定及び、本文の見直しを行った。</p>
2016年12月1日	12.1版	<p>(1)禁止物質No.13(一部のアゾ染料・顔料)について、規制対象の明確化。</p> <p>(2)「様式1」&gt;「環境保全活動に関する取り組み調査票」から「化学物質管理 取引先評価表」へ名称変更および、内容全面改訂を行った。また、提出時期の見直しを行った。</p> <p>(3)禁止物質不使用証明書「様式2」の禁止物質にパーフルオロオクタン酸その塩およびエステル(PFOA)が漏れていた為、追記した。(本文との整合性を図った)</p>
2017年8月8日	13版	<p>(1)RoHS指令(フタル酸エステル4物質)の納入禁止時期の前倒しを行った。</p> <p>(2)禁止物質をレベル1・レベル2に区分けした。</p> <p>(3)禁止物質レベル1に、赤リン・マイレックス・三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素・リチウム・トリセリウム(RCF)・ヘキサクロロベンゼン(HCB)を追加し、既存の禁止物質リストの一部閾値等の見直しを行った。</p> <p>(4)禁止物質レベル2をフタル酸4物質(DEHP、BBP、DBP、DIBP)とした。</p> <p>(5)含有化学物質に関する報告のお願い。 ・「分析データ」の文言を「高精度分析データ」へ変更した。 ・chemSEHRPA-AI、chemSHERPA-CIの文言を追加した。 ・提出要否及び提出時期の見直しを行った。</p> <p>(6)各様式の改訂および新規作成を行った。 ・「様式1」、「様式3」の内容見直しを行った。 ・禁止物質のレベル1、レベル2区分けに伴い、「様式2」を「様式2-1」と「様式2-2」に分けた。 ・SVHC含有調査様式「様式5」を新規作成した。</p> <p>(7)異常発覚時の報告を「原則24時間以内」から「72時間以内に第一報」へ変更した。</p>
2018年4月1日	14版	<p>(1)用語の定義について、追加・変更を行った。</p> <p>(2)FAロケット電線事業部の環境保全活動「行動指針」の一部見直しを行った。</p> <p>(3)管理物質の対象物質リストを「JAMP管理対象物質リスト」より「chemSHERPA管理対象物質リスト」へ変更した。</p> <p>(4)禁止物質 ・フタル酸エステル4物質(DEHP、BBP、DBP、DIBP)を禁止物質に追加した。 ・オゾン層破壊物質の対象物質をモントリオール議定書 附属書A,B,C,Eとした。 ・HBCDDについて、IEC62474に合わせて物質名を変更した。 ・下記物質の閾値見直しを行った。 「オゾン層破壊物質、ホルムアルデヒド、PFOS、PFOA、特定ベンゾトリアゾール、HBCDD、三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素」</p> <p>(5)含有化学物質に関する報告のお願いについて、表1・表2の見直しを行った。</p> <p>(6)各様式の改訂を行った。(以下改訂様式) ・「様式2」&gt;不使用証明書(Rev.1804)・特定の化学物質含有情報シート(Rev.1804) ・グリーン調達基準書(受領書)(Rev.1804)</p> <p>(7)本文の一部文言の追加・変更を行った。</p>
2018年5月28日	14.1版	<p>・顧客要求に伴い、下記禁止物質の閾値改訂を行った。 アスベスト類、ポリ塩化ビフェニル(PCB)類、短鎖型塩化パラフィン(SCCP,C10-13)</p>

2018年11月27日	14.2版	<p>(1)グリーン調達基準 適用範囲の一部見直しを行った。</p> <p>(2)禁止物質(No.3 鉛)について、閾値の見直しを行った。</p> <p>(3)“含有化学物質に関する報告のお願い”について、表1の見直しを行った。主な変更点としては、製品への接触懸念のある設備・治工具等を調査対象とした。</p> <p>(4)RoHS 不使用証明書を新規に作成した。新規作成に伴い、従来の不使用証明書を「様式2-1」に変更し、RoHS 不使用証明書を「様式2-2」とした。</p> <p>(5)顧客要求に伴い、&lt;様式1&gt;化学物質管理 取引先評価表の改定を行った。</p> <p>(6)IEC62474 データベース更新に伴い、&lt;様式3&gt;特定の化学物質含有情報シートの改定を行った。</p>
2019年8月23日	15版	<p>(1)目的および適用範囲の一部見直しを行った。</p> <p>(2)用語の定義に包装・梱包材を追加した。</p> <p>(3)3-4 お取引先様へのお願いの中に、汚染(移行/混入)の可能性に関する注意点および EU RoHS 指令 適用除外に関する注意点を追加した。</p> <p>(4)禁止物質一覧について、一部文言の追加、修正および削除を行った。(主な変更点は下記)</p> <p>&lt;修正&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「パーフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩および PFOA 関連物質」及び「フタル酸エステル4種」の閾値見直しを行った。</li> <li>・「ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)」に特定代替品を追加した。</li> <li>・三置換有機スズ化合物、特定臭素系難燃剤について、集約を行った。</li> </ul> <p>&lt;削除&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・塩化コバルト、BNST、三酸化ニヒ素、五酸化ニヒ素、RCF</li> </ul> <p>(5)包装・梱包材に含まれる禁止物質追加に伴い、&lt;様式2-3&gt;包装・梱包材不使用証明書を新規作成した。</p> <p>(6)&lt;様式2-1&gt;不使用証明書、&lt;様式2-2&gt;RoHS 不使用証明書及び&lt;様式3&gt;特定の化学物質含有情報シートの改定を行った。</p> <p>(7)「含有化学物質に関する報告のお願い」について、表1の一部見直しを行った。</p>
2022年1月28日	16版	<p>(1)3-4 お取引先様へのお願いの中に、EU RoHS 指令適用除外に関する注意点について一部内容修正追加した。また、米国有害物質規制法(TSCA)に関する注意点を追加した。</p> <p>(2)禁止物質一覧について、一部文言の追加、修正および削除を行った。(主な変更点は下記)</p> <p>&lt;修正&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)について閾値及び参照法令を追加した。</li> <li>・ジブチルスズ(DBT)化合物およびジブチルスズ(DOT)化合物について閾値の見直しを行った。</li> </ul> <p>&lt;追加&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パーフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩および PFOA 関連物質について閾値の見直しを行った。</li> <li>・炭素数9から14のペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCA)とその塩および C9-C14 PFCA 関連物質</li> <li>・リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP3:1)</li> </ul> <p>&lt;削除&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイレックス</li> </ul> <p>(3)3-4 3) 含有化学物質に関する報告のお願いについて、文章の追記、一部修正を行った。また、表1のSVHCについて見直しを行った。</p> <p>(4)&lt;様式2-1&gt;不使用証明書、&lt;様式2-3&gt;包装・梱包材不使用証明書、&lt;様式3&gt;特定の化学物質含有情報シート、&lt;様式5&gt;SVHC 含有調査報告書の改定を行った。</p>
2023年2月17日	17版	<p>(1)調査様式:「化学物質管理 取引先調査評価表&lt;様式1&gt;」 No.5 購入先管理の追加、No.19 不適合・未確認対応の文言追加、No.20 社内、関連部門、顧客への連絡の文言変更を行った。</p> <p>(2)3-4 2) 含有化学物質に関する調査・管理について、調査様式:「包装・梱包材不使用証明書&lt;様式2-3&gt;」説明用の表に規制内容に EU RoHS 指令を追加した。</p> <p>また、「包装・梱包材不使用証明書&lt;様式2-3&gt;」に No.2 特定臭素系難燃剤を追加した。</p> <p>(3)調査様式:「特定の化学物質含有情報シート&lt;様式3&gt;」 chemSHERPA 及び ICE62474 の改訂に伴い、No.148~No.151 の4物質を追加した。</p>
2023年4月17日	18版	<p>(1)3-4 2) 含有化学物質に関する調査・管理について、&lt;米国有害物質規制法(TSCA)に関する注意点&gt;を削除した。</p> <p>(2)禁止物質一覧について、一部追加、修正を行った。</p> <p>&lt;追加&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩および PFHxS 関連物質</li> <li>・デクロランプラス™ (1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタ [12.2.1,16,9,02,13,05,10]オクタデカ-7,15-ジエン)</li> <li>・UV-328 (2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール)</li> </ul> <p>&lt;修正&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF6)」について、参照法令を追加した。</li> </ul> <p>(3)各種様式の改訂を行った。(以下改訂様式)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・&lt;様式2-1&gt;不使用証明書(Rev.2304)</li> <li>・特定の化学物質含有情報シート(Rev.2304)</li> <li>・グリーン調達基準書&lt;受領書&gt;(Rev.2304)</li> </ul>